



子どもの権利に関する情報紙

29号

Titti ちっち

ちっ ちやいけど
ちっ ちやくない



11月20日はかわさき子どもの権利の日

子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。それは、子どももおとなも同じこと。「Titti (ちっちやいけどちっちやくない)」は、そんな思いを込めて作っています。

子どもの権利ってなに??

皆さんは、川崎市の定める子どもの権利条例を知っていますか?1989年に国際連合で制定された子どもの権利条約の理念を踏まえ、2000年に川崎市で制定されました。この条例は、子どもが幸せに生きていく権利を保障するもので、子どもを保護されるべき対象から一人の人間として、権利の主体として見ることを求めています。2020年は、条例制定から20年の節目の年になります。条例の理念は、前文に示されています。今回は、前文の4つのポイントをご紹介します。



かわさき市 子どもの権利条例の前文の4つのポイント

- 子どもは一人ひとりが大切な人間である
- 子どもの権利は、一人の人間として自分らしく生きていくために必要なもの
- 自分の権利が保障されるためには相手の権利も大切にされ、相互に尊重されなければならない
- 子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーである

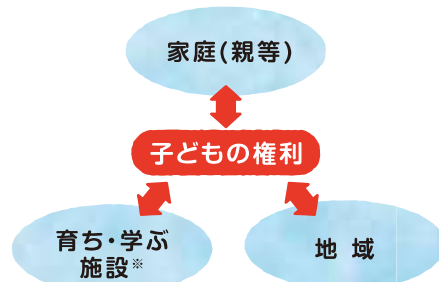
子どもを一人の人権を持つ人間として、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるよう、社会全体で支えていきましょう、ということを示しています。また、おとなと対等な存在、パートナーとして見ることを求めています。



条例では、とりわけ大切な7つの子どもの権利を定めています。これを作るにあたっては、子どもの意見がたくさん取り入れられました。それが、次の7つです。

1. 安心して生きる権利
2. ありのままの自分である権利
3. 自分を守り、守られる権利
4. 自分を豊かにし、カづけられる権利
5. 自分で決める権利
6. 参加する権利
7. 個別の必要に応じて支援を受ける権利

この7つの子どもの権利については、今後また紙面でご紹介していきます(裏面のコラムにもあります)。



※例. 学校、幼稚園、保育園、こども文化センター等

条例の特色 子どもの権利はみんなで守る!

条例では、子どもの権利がしっかり守られるように、子どもの周りにいるおとなのいる「家庭」「育ち・学ぶ施設」「地域」に子どもの権利を守る責任というものを定めています。

こ けんり ひ こ ゆめ 子どもの権利の日のつどい～子ども夢フェスタ～

らい じょう たか つ し みん かん かい さい
ご来場ありがとうございました（12/22 高津市民館 開催）



次は
2020年12月12日(土)
多摩市民館で開催



じょうれい しゅうねん きねん コラム 条例20周年記念コラム

7つの権利について思うこと④

～個別の必要に応じて支援を受ける権利～

第6次子どもの権利に関する行動計画（令和2年度～4年度）をまとめるにあたり、「**障害の有無に関わらず差別されないことは、これからの社会で大切にしたい。**」という子どもの意見がありました。個別の必要に応じて支援を受ける権利は、子どもの権利条例第16条第1号において、子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないと規定しています。

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。川崎市では「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とした「かわさきパラムーブメント」を推進しています。子どもの権利施策においても、障害や国籍、文化の違い等により差別や不利益を受けることがないように、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。（事務局 雨宮）

